一般社団法人日本看護研究学会定款施行細則

第１章　会費

第１条（入会金）

本法人に入会を希望する者は，入会金3,000円を納入しなければならない。

第２条（会費）

正会員，学生会員，賛助会員の年会費は次のとおりとする。

１）正会員　　8,000円

２）学生会員　3,000円

ただし、大学院以外の高等教育機関の学生については、1,000円とする。

３）賛助会員　30,000円（１口）

第２章　委員会

第３条（委員会）

委員会規程については，理事会の議を経て，制定，変更又は廃止することができる。

第３章　改正

第４条（改正）

本細則は，理事会及び社員総会の議を経て，変更又は廃止することができる。

附　則

本細則は平成21年４月10日から施行する。

２．本法人設立時に，任意団体日本看護研究学会の評議員であった者は，本法人の評議員に選任されたものとみなす。本法人設立時に評議員及びこの規定により評議員になった者の任期は平成22年定期社員総会終了時までとする。

３．本法人設立時に，任意団体日本看護研究学会会員であった者は，本法人に入会したものとみなす。

４．本細則は，平成24年５月13日から施行する。

５．第11条３項及び第14条１項但し書の規定は，社員総会において総社員の３分の２以上の議決により適用しないことができる。

６．本細則は，平成25年５月12日から施行する。

７．第１章第２条及び第７章第29条の規定を改正する。

８．本細則は，平成26年５月18日から施行する。

９．本細則は，平成30年５月20日に改定し施行する。

10．本細則は，令和３年６月６日に改定し、令和４年４月１日より施行する。